

教育長の臨時代理による事務処理の指示について

1 指示する内容

以下の条例の一部改正手続きについて、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号の規定に基づき、教育長の臨時代理による事務処理を指示する。

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例
- (2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例

2 制定する内容及び指示する理由

別紙1のとおり。

3 今後の予定

- | | | |
|--------|-----------|-----------------------|
| 12月 | 区議会第4回定例会 | 条例案を提案、議決後公布 |
| 12月17日 | 教育委員会定例会 | 教育長の臨時代理による事務処理の実施の報告 |

教職員特別給改定に伴う条例の一部改正手続きについて

1 制定する内容

以下の条例の一部改正手続きについて、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号の規定に基づき、教育長の臨時代理による事務処理を指示する。

(1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例

一般職員及び管理職員（再任用職員を含む。）の期末手当の年間支給月数の改正

(2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例

任期付短時間勤務教育職員の期末手当の年間支給月数の改正

2 指示する理由

令和3年特別区人事委員会給与等勧告に伴う上記給与改定の手続に当たっては、職員団体交渉妥結後、教育委員会において条例改正手続の議決及び区長に対する区議会への議案の提出依頼を行い、区長が当該議案を区議会へ提出し議決を経る必要がある。本件においては、職員団体交渉妥結の具体的な日時が不確定であること、妥結後、速やかに条例の改正手続を行わなくてはならないことから、本件事務処理について、教育長が臨時に代理することを教育委員会としてあらかじめ指示する必要がある。

3 令和3年特別区人事委員会給与等勧告の概要

(1) 月例給

改定無し。

(2) 特別給（期末手当・勤勉手当）

年間の特別給の支給月数を0.15月引き下げる。

支給月数の引き下げ分については期末手当を減じる。

(3) 実施時期

条例の公布の日。

4 その他

特別区人事委員会の勧告とは別に、小中学校の任期付短時間勤務教育職員の月例給は、東京都教育職員の給与水準に合わせているが、令和3年10月15日に行われた令和3年東京都人事委員会給与等勧告において月例給の改定無しの勧告が行われた。よって月例給については現時点では幼稚園教育職員・任期付短時間勤務教育職員共に改定の予定は無い。